

(記載例)

第1号様式 (第3条第2項)

千葉県SDGsシンボルマーク使用届出書

令和〇年〇月〇日

千葉県知事

宛

<申込者>

ちばSDGsパートナー登録番号 〇〇〇〇

住所 (所在地) 千葉市中央区市場町◇一◇

企業・団体等名称 株式会社ちば

代表者 職・氏名 代表取締役 千葉 太郎

ちばSDGsパートナーとして、「千葉県SDGsシンボルマーク」を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用対象	名刺	名刺、会社案内、ホームページ等シンボルマークを使用する物品を記入してください。
使用目的	(どちらか選択) ① SDGsに関する活動を広く広報する目的 2 SDGsを普及・啓発する目的	
使用方法	名刺に掲載	シンボルマークをどのように使うのか記載してください。
使用開始年月日	令和〇年〇月〇日 ※ちばSDGsパートナーとして登録されている	届出日以降の日付を記入してください。
使用場所	ご挨拶時	使用対象物品を使う場所を記載してください。 (例) ・名刺: 「ご挨拶時」等 ・ホームページ: 「ホームページ上」等
製造個数	3,000枚	使用対象物品の作成数・使用箇所数を記載してください。 (例) ・名刺: 期間中の作成数 (概算) ・ホームページ: 使用箇所数 「〇箇所」

<連絡先>

担当者名・電話番号 千葉 花子・043-223-0000

<添付書類>

- (1) 企画書 (レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの)
- (2) その他

次の1及び2のいずれかに該当すると認められた場合又は次の3の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

企業・団体等名称 株式会社ちば  
代表者 職・氏名 代表取締役 千葉 太郎

- 1 (1) 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにシンボルマークを使用すること。  
(2) シンボルマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること。  
(3) シンボルマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。  
(4) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。
- 2 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。  
(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。  
(3) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。  
(4) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。  
(5) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 3 (1) 届け出た内容により使用すること。  
(2) 届け出た内容に基づくシンボルマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。  
(3) 千葉県SDG s シンボルマークガイドラインに従って使用すること。  
(4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と表記を付すこと。  
(5) 原則として物品にはちばSDG s パートナーの登録番号を付すこと。